

京都市交通局管理規程3-16（京都市交通局職員服務規程）の一部を次のように
改正する。

平成16年11月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

第7条中「及び職員乗車券」を削る。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)